

二弁令和6年1653号
2024年(令和6年)11月18日

警視庁南大沢警察署
署長 堀口 栄二 様

第二東京弁護士会
会長 日下部 真治

警 告 書

当会は、当会人権擁護委員会の調査の結果、申立人A氏からの人権救済申立事件について、貴庁に対し、下記のとおり警告します。

警 告 の 趣 旨

具体的な犯罪の嫌疑のない者から、みだりにDNA型鑑定資料や指紋を採取したり、写真を撮影したりするなどの違法な捜査を行うことがないよう、また、貴庁が申立人その他の具体的な犯罪の嫌疑のない者のDNA型鑑定資料並びにDNA型、指紋及び写真の各データを保管し続けている場合には、直ちにDNA型鑑定資料を廃棄し、DNA型、指紋及び写真の各データを抹消するよう警告する。

警 告 の 理 由

1 認定した事実の概要

令和5年1月5日昼、貴庁警察官2名が申立人の自宅を訪問し、両名が貴庁の捜査員であること、貴庁管内で発生した殺人未遂事件（以下「本事件」という。）の捜査をしていること、申立人の口腔内細胞（DNA型鑑定資料）を提出してもらいたいことを申し伝えた上で、申立人から口腔内細胞を採取した。

貴庁警察官らは、申立人の口腔内細胞を採取した後、申立人に対し、何らかの書面及び封筒を示して、それらに記名と指印をするように求めた。申立人は、これらの書面及び封筒に記名と指印をした。さらに、貴庁警察官らは、申立人に対し、写真撮影を求めた。申立人は、写真撮影に応じた。

貴庁警察官らは、申立人が本件事件その他何らかの犯罪の被疑者として認識しておらず、令状も携行していなかった。貴庁警察官らは、申立人からのDNA型鑑定資料採取、指紋押捺及び写真撮影を、任意捜査（刑事訴訟法197条1項）として行った。

2 判断の概要

捜査において強制手段を用いることは、法律の根拠規定がある場合に限り許容される。ここにいう強制手段とは、有形力の行使を伴う手段を意味するものではなく、個人の意思を制圧し、身体、住居、財産等に制約を加えて強制的に捜査目的を実現する行為など、特別の根拠規定がなければ許容することが相当でない手段を意味するものであって、その程度に至らない有形力の行使は、任意捜査においても許容される場合がある。ただ、強制手段にあたらない有形力の行使であっても、何らかの法益を侵害し又は侵害するおそれがあるのであるから、状況の如何を問わず常に許容されると解するのは相当でなく、必要性、緊急性等をも考慮したうえ、具体的状況のもとで相当と認められる限度において許容されるものと解すべきである（最決昭和51年3月16日刑集30巻2号187頁）。

(1) DNA型鑑定資料採取の許容性

現在のDNA鑑定は、適正に実施されれば、犯人の同一性判断に対し高度の証明力があるものとされているが、それだけにDNA型情報のプライバシーとしての秘匿性は極めて高い。さらに、DNA型情報には、遺伝情報等、犯罪捜査とは直接関係のない秘匿性の高い情報も含まれているから、DNA型鑑定資料を採取することは、対象者の人体細胞の奥深くまで侵入することに等しく、「究極の統一的・総合的な個人情報」であるDNA全体を丸裸にする現実的な危険にさらすことである。

具体的な犯罪の嫌疑がかけられていない参考人（被疑者以外の者）からDNA型鑑定資料を採取することは、同人の法益（プライバシー権）を侵害するおそれが高い反面、そもそも現場資料との同一性鑑別の必要性に欠けるから、任意捜査としてもおよそ許容される余地がない。これは、仮に同人の真摯な同意があった場合といえども、法益侵害の危険性と捜査の不必要性は変わらないから、同様に解することが相当である。この点、プライバシー権その他の個人に関する法益を放棄することは同人の自己決定権に属する問題であるから、個人が真摯な同意に基づき捜査機関に物や情報を提供することは許容されるとの考え方もあり得るかもしれない。しかし、捜査機関が捜査のために必要でない物や情報の提供を個人に求めることは不合理な要請と言わざるを得ないし、そのような不合理な要請に対する「真摯な同意」なるものはおよそ想定しがたいから、やはり個人が「真摯な同意」に基づき捜査機関に物や情報を提供することは許容される余地がないというべきである。

(2) 指紋採取の許容性

指紋は、それ自体では個人の表生活や人格、思想、信条、良心等個人の内心に関する情報となるものではないが、性質上万人不同性、終生不变性をも

つので、採取された指紋の利用方法次第では、個人の私生活あるいはプライバシーが侵害される危険性がある。憲法13条は、国民の私生活上の自由が国家権力の行使に対して保護されるべきことを規定していると解されるので、個人の私生活上の自由の一つとして、何人もみだりに指紋の押捺を強制されない自由を有するものというべきであり、国家機関が正当な理由もなく指紋の押捺を強制することは、同条の趣旨に反して許されない（最判平成7年12月15日刑集49巻10号842頁）。

具体的な犯罪の嫌疑がかけられていない参考人（被疑者以外の者）から指紋を採取することも、DNA型鑑定資料採取の場合と同じく、同人の法益（プライバシー権）を侵害するおそれが高い反面、そもそも現場資料との同一性鑑別の必要性に欠けるから、任意捜査としてもおよそ許容される余地がない。

（3）写真撮影の許容性

何人も、その承諾なしに、みだりにその容貌・姿態を撮影されない自由を有することから、警察官が、正当な理由もないのに、個人の容貌・姿態を撮影することは、憲法13条の趣旨に違反し許されない。仮にそのような写真撮影が許される場合があるとしても、現に犯罪が行われ又は行われた後間がないと認められる場合であって、証拠保全の必要性及び緊急性があり、かつその撮影が一般的に許容される限度を超えない相当な方法をもって行なわれる場合に限られるべきである（最大判昭和44年12月24日刑集23管12号1625頁）。

具体的な犯罪の嫌疑がかけられていない参考人（被疑者以外の者）の写真を撮影することも、DNA型鑑定資料採取の場合と同じく、同人の法益（みだりにその容貌・姿態を撮影されない自由）を侵害するおそれが高い反面、そもそも現場資料との同一性鑑別の必要性に欠けるから、任意捜査としてもおよそ許容される余地がない。

（4）結語

以上のとおり、具体的な犯罪の嫌疑がない申立人からDNA型鑑定資料及び指紋を採取し、写真を撮影した貴庁警察官らの行為は、申立人の人権を侵害するおそれが高い反面、捜査の必要性が認められないから、刑事訴訟法197条1項によって許容される余地はなく、人権侵害であると認められる。

貴庁としては、DNA型鑑定資料の採取が、採取キットのパッドを口腔内に入れ頬の内側をこするという比較的簡便な方法で行うことができること、また指紋採取や写真撮影も比較的簡便な方法で行うことができることから、捜査の必要性を十分考慮しないままこれらの行為を安易に行なったのではないかと窺われる。しかし、そのような捜査姿勢は、DNA型記録、指紋及び写真に関するプライバシー権の重要性を十分理解しないものであって、言

語道断であると言わざるを得ない。貴庁においては、国家権力を謙抑的に行使しなければならないことを自覚するとともに、具体的な捜査の必要性がないにもかかわらず国民の法益をみだりに侵害するような違法な捜査活動を行ったことを猛省すべきである。

さらに、貴庁が申立人その他の具体的な犯罪の嫌疑がない者から採取したDNA型鑑定資料並びにDNA型、指紋及び写真の各データを保管し続けているのであれば、それらの者に対する人権侵害のおそれも認められるから、直ちにDNA型鑑定資料を廃棄し、DNA型、指紋及び写真の各データを抹消すべきである。

以 上